

## 意見検討結果一覧表

(令和3年度第2回岩手県発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会 ※書面開催)

番号	意見		類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方)
	資料No.	ページ		
1	1	1	引継ぎシート等の活用による継続した支援は、とても意義のあることと思われま。具体的な引継ぎシートを活用した引継ぎが確実に行われ、支援が効果的に行われるよう活用の周知について引き続きよろしくお願ひします。	令和2年度末から導入した「引継ぎシート」については、校種間の引継ぎのみならず、学校から医療・福祉機関への引継ぎの際に活用するものとし、各学校に通知しています。今後も引き続き各種会議・研修会等を通じて、活用に関する周知を繰り返して行っています。
2	1	1	引継ぎシートは学校から医療・福祉機関等への引継ぎで、どの程度活用されているか、可能なら数字で示してほしい。	医療・福祉機関等への活用については、各種会議等で活用事例を収集してまいります。委員の皆様方におかれましても、活用等の事例の情報等ございましたら教えていただけますと幸いです。
3	1	1～2	就学から高等部までは引継ぎシート等様々な体制で連携が図られていると思ひますが、卒業後の地域との連携の体制はどのようなものがあるのでしょうか。	「引継ぎシート」は医療機関や福祉関係等の関係機関と情報共有するために活用することも可能としています。福祉機関との情報共有につきまは、保護者の同意はもちろんのこと、保護者を通じて関係機関に連絡し、関係機関から理解が得られた上で、学校から関係機関に連絡するのが望ましいです。医療機関との情報共有については、初診時、再診時等、様々なタイミングでの情報共有が想定されます。学校、保護者、医療関係との信頼関係を土台として、丁寧な意思疎通のもと、必要と考えらえる取組を柔軟に行っていくことが考えられます。
4	1	1～2	特別支援学校等と地域企業等の連携について、企業との連携協議会や特別支援学校技能認定会の実施は、事業所や関係機関の特別支援学校や障がいのある生徒の理解や就労先の拡大につながっている。このような取組について、関係者以外にも広く知ってもらいたい。理解者の裾野を広げることが、共生社会の実現にもなる。 特別支援学校技能認定会を活用した教育活動について、技能認定会が具体的にどのように行われ、どのような効果をあげているのかについて、県内企業を中心にどのくらい周知されているのでしょうか。県内企業への技能認定会についての認知が広がっていくことを願っています。	令和4年度7月末108社・事業所等に参加いただき、雇用している企業からの事例報告や生徒への企業説明会等を実施しています。新規登録のあった際のHPへ掲載や定住推進・雇用労働室で実施している障がい者雇用促進セミナー等各種会議・研修会等を通じて取組の周知を図ってまいります。 技能認定会は、令和3年度から県内4会場で実施しています。県立特別支援学校にポスターを配付し、関係機関等へ掲示を依頼するとともに、パンフレットを配布する等周知に努めております。また、県のHPにもパンフレット等を掲載し、周知をはかっているところで。定住推進・雇用労働室で実施している障がい者雇用促進セミナーでも毎年技能認定会の視察を行っており、参加企業への周知を図っているところで。

5	1	4	<p>二次支援の効果を高めるために、特別支援教育中核コーディネーターを活用することは大切だと考えます。ただし、中核コーディネーターの皆さんは所属校での業務もあり、過度な負担にならないように配慮する必要があります。近隣校との特別支援学級担当との定期的な電話相談でフォローアップできる仕組みを考えていきたい。</p>	<p>中核コーディネーターの活用については、身近な地域における一人一人の教育的ニーズに応じた教育につなげることが目的となっております。本務との調整を図りながら、引続き地域の相談支援を行っていくことができる仕組みづくりに取り組んでまいります。</p>
6	1	4	<p>校内での一次支援、近隣校や関係教育委員会等による二次支援、特別支援学校等による三次支援の現状について教えていただきたい。</p>	<p>地域における特別支援教育コーディネーター連絡会に市町村教育委員会指導主事、中核コーディネーター、特別支援学校コーディネーターが参加し、それぞれの支援の状況について情報共有を行っております。各校への訪問指導については、内容に応じて対応するコーディネーターを該当市町村教育委員会で決定し、支援にあたるという枠組みを設定もしくは検討しているところもございます。今後も各市町村の取組について情報共有を図りながら、連携を深めてまいります。</p>
7	1	4	<p>特別支援教育中核コーディネーターの欄のティーチャーズトレーニング研修会は、コーディネーターのみならず多くの教員、学童保育の指導者、放課後等デイサービスの職員などが受講できればと考えます。オンラインやオンデマンドで受講できるようにし、広く案内していただきたいです。</p>	<p>特別支援教育中核コーディネーターの研修内容については、前年度の受講者からの意見・感想や中核コーディネーターの実務内容を勘案し、年度ごとにその内容を決定しております。ティーチャーズトレーニング研修会を開催する場合には、オンデマンド等で配信が可能か講師の方とも相談し、検討して参りたいと存じます。</p>
8	1	4	<p>今年度ティーチャーズトレーニングの研修会を行われたということでした。平成29年に釜石市で発達障がい沿岸センター主催によるティーチャーズトレーニング研修会が行われ、非常に興味深く有効性があると思われ、多くの先生方に受講していただきたい内容であるという感想をもちました。これからも本研修会を開催していただきたい研修会だと思っております。</p>	<p>特別支援教育中核コーディネーター研修会の内容については、前年度の受講者からの意見・感想や中核コーディネーターの実務内容を勘案し、年度ごとにその内容を決定しております。昨年度実施いたしましたティーチャーズトレーニングのように受講された皆様の中核コーディネーターとしての力量を高めていただけるような研修内容を検討してまいりたいと存じます。</p>

9	1	5	特別支援教育コーディネーターの研修とともに、特別支援学級担任の研修の充実を望まれる。特別支援教育の専門性を高めるためにも、先進校の実践を直接学べるような機会を作ることができたらと考えている。	特別支援教育の担当となり、2年目となる特別支援学級等の担当教員を対象に特別支援教育担当ステップアップ研修講座Ⅱを実施しております。これは研修者が県立特別支援学校で行われる公開授業研究会や公開講座の中から1つを選択し、研修を行うものであります。併せて、この公開授業研究会や公開講座は、広く県内の教員の参加が可能なものであり、特別支援学級等の担任が特別支援学校の専門的な実践から学ぶ機会になっております。
10	1	5	各年齢段階での交流及び共同学習の実施について、「交流籍」を活用した交流及び共同学習や同年齢段階での交流はもちろん、高校生と小学部の児童など異年齢の交流もそれぞれにとって利点があるので、さらに進めてもらいたい。特別支援学校で行われている教育について高校生に知ってもらおうという観点からも必要。	交流及び共同学習の実施に当たっては、学校の教職員、児童生徒、保護者など活動に関わる関係者が、取組の意義やねらい等について、十分に理解し、共通理解をもって進めることが大切と存じます。そのため、特に異年齢の活動では、関係者間で話し合う機会を、計画的に確保することが必要になると考えられます。いただいたご意見やこれらのことを踏まえ、交流及び共同学習の在り方について検討してまいりたいと存じます。
11	1	6	通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒の指導・支援について難しさを感じています。その児童生徒の特性に合った環境調整をしていくためには、さらなる人的配置が必要だと考えます。 また、通常学級と特別支援学級をつなぐ役割を担う通級指導教室のような学級の配置も検討していく時期にきているのではないかと考えています。	通級指導教室につきましては、対象となる児童生徒数に応じて算定される基礎定数と、国への要望により設置される加配定数を活用して、設置しているところでございます。
12	1	6	通級指導教室について、見た目上は児童数が減っていますが、設置されていない学校であるため、希望しても通えなかったという声を多く聞きます。保護者たちが通級指導教室を望む声は要望として届いていますでしょうか。不登校を防げるかどうかの大きな役割を果たすものだと思います。全校への設置と専任の担当をお願いしたいです。	市町村教育委員会の要望を踏まえ設置しており、今後も必要な加配定数が措置されるよう国に対して要望してまいります。
13	1	6	不登校・引きこもり状態にある当事者・家族の具体的な支援体制について、不登校児童生徒のみならず、学校を卒業した当事者で引きこもりになっている方々への支援はどのようになっているのでしょうか。	高校在学時に引きこもりとなっている場合には、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携を図って対応しており、その後、高校を卒業した生徒については、保健福祉部障害保健福祉課等と引き続き連携を図りながら、対応しているものと認識しております。

14	1	6	外部専門家の活用について、スクールソーシャルワーカーの活躍なども耳にするようになり、ありがたく思っています。長期欠席者への支援もあると先生方の負担が減り、子どもや家庭の様子もより把握できるようになるのではと思います。	不登校児童生徒の個々の状況により、本人を取り巻く環境改善に課題がある場合には、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーが支援を行っており、継続的な支援ができる体制を整えております。
15	1	8	医療的ケア児に係る看護師の配置が進んでいること、うれしく思います。	医療的ケア児に係る看護師配置につきましては、毎年度、丁寧に状況を調査し、適正な配置となるよう引き続き取り組みを進めてまいります。
16	1	8	特別支援学校以外の学校における医療的ケア児のニーズと看護師配置の計画があれば教えてほしい。	市町村立学校における医療的ケア児への看護職員配置につきましては、就学希望等を市町村教育委員会と情報を共有しながら進めてまいります。また、県立高等学校においては、令和4年1月に策定しました「岩手県立学校における医療的ケア実施指針」に基づいて看護職員の配置を進めてまいります。
17	2	2	専門的な相談支援について、発達障がい者支援センターの果たす役割は大きく重要なものを感じる。各支援活動や役割がわかりやすく構造図等図式化されたものがあれば理解も進むのではないかと考える。	発達支援に係るライフステージごとの支援施策や支援体制については、参考資料「発達障がい児・者への支援について」でお示しているところですが、御意見を参考とし、発達障がい者支援センターの役割等も勘案の上、より一層の理解が促進されるよう努めてまいります。
18	2	3	ペアレントトレーニング実践研修については、毎年保健師や保育士、福祉施設職員などが受講しているものの、仕事を休めず参加できていない人たちの声も聞きます。 また、実践研修を受けても、ペアレントトレーニングの実施とまではいかない場合も多いそうです。どこに情報があるかわからないとの声も聞きます。 岩手県の発達障がい支援情報についてのページに、ペアレントトレーニングの項目を設けて、実施可能な団体の連絡先を掲載してはどうでしょうか。ペアレントメンターについても、同様に、もっと目に留まりやすいようにしてはと思います。	令和4年度も引き続き、ペアレントトレーニング実践研修及びペアレントメンター養成講座を実施することとしており、今後公募により受託者を決定します。情報発信は、例年、受託先において行っておりますが、頂いた御意見を参考とし、同事業の情報発信がより充実したものとなるよう努めてまいります。

19	2	4	<p>ジョブコーチについては、企業在籍型もあると思うのですが、障がい者就労支援機関の職員のみを対象としているのでしょうか。養成研修の実施状況や周知方法について詳しく教えていただきたい。</p>	<p>就労支援業務従事者（岩手県内に所在する就労継続支援事業所（A型・B型）、就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センターの職員等）を対象に養成研修を実施しました。平成 25 年度から平成 27 年度まで実施しており、修了者は 74 名。各障害者就業・生活支援センター及び岩手県指定障がい福祉サービス事業所に対し、案内通知をしました。</p>
20	2	4	<p>平成 28 年度から取組が進められている「発達障がい支援者育成研修」について、これまで 162 名が受講されているようですが、この方々が現在どのような活動をされているのか教えていただきたい。</p>	<p>本研修については児童指導員、生活支援員、相談支援専門員、保育士、看護師等様々な職種の方が受講しております。 受講後は、それぞれの勤務先において、発達障がいに係る相談支援や、発達障がい児者への直接支援に主導的な立場で関わられている旨、受託者から確認しております。</p>
21	2	4	<p>地域における発達障がい児・者への支援体制づくりを重要政策にしなければならないと考えており、発達障がい支援者育成研修を受講された方々に一定の役割を果たしていただくことも選択肢の一つであると考えます。それぞれの地域において一緒に勉強する機会や支援を行う機会、いわゆるチームとして活動する形を作ることができれば、今年ケースへの対応や人材育成につながっていくのではないかと考えています。</p>	<p>本研修は、県内の各福祉圏域において、発達障がいの特性及び支援方法を理解し、的確な支援を担う人材を育成し、地域における支援体制の充実を図ることを目的に実施しております。 身近な地域で支援を受けられる体制づくりは重要と考えており、頂いた御意見については、今後の研修実施の参考とさせていただきます。</p>
22	3	1	<p>発達障がい児の受診や診断待機の状況に係ることについて、最初に診断を受けた時期の多くが乳幼児期であることから、早期発見についてはこれまでの取り組みの成果である思います。一方、検診で所見のあった子どもの母子通園が断られており、受け皿が足りておりません。早期療養あつての早期発見であると思いますので、受け皿を増やしていただきたいです。</p>	<p>身近な地域で、障がいの特性に応じた希望する療育を受けられる療育支援体制の構築に向けて、各市町村の療育支援体制の中核となる児童発達支援センターの設置など、地域における事業推進を支援していきます。</p>
23	3	1	<p>初診予約の待機時間が長すぎるため、学校と生徒、保護者が何とか受診を合意し、その気になって上手くつながらないケースもあります。改善されないものかと考えます。</p>	<p>初診待機期間の短縮に向けた取組を今後も継続していくとともに、待機期間における取組の実施について、市町村等への働きかけを検討していく必要があると考えております。</p>

24	3	3	<p>生徒の進路指導について、関係機関と連携した就労支援の取組がより重要となっており、今後も支援の充実が必要であると感じています。学校と保護者、病院と一緒に考える機会があるとより適切な進路指導が行えると考えています。生徒の現状として就労が可能か、どの程度の就労時間であれば可能か、どの程度の支援が必要なのか等具体的なことを知る機会が必要であると考えます。</p>	<p>生徒の進路指導に関する医療機関との情報共有については、様々なタイミングでの情報共有が想定されます。学校、保護者、医療関係との信頼関係を土台として、必要と考えられる支援や就労時間等の相談を柔軟に行っていくことが考えられます。</p> <p>また、各圏域において「圏域ネットワーク会議」を年2回程度開催し、関係する高校・特別支援学校進路担当者、圏域内市町村保健福祉担当、圏域ハローワーク、障がい者職業センター、広域振興局福祉担当、圏域相談支援専門員、圏域障がい者就労・生活支援センター、圏域内福祉事業所等が一堂に会し、卒業生の状況を情報交換し合い、就労に向け連携した支援を行っております。</p> <p>今後も、各関係機関との連携を図りながら、生徒の就労支援に努めて参ります。</p>
25	3	3	<p>診断に係る待機時間が改善されてきているが未だ3～4か月の待機時間があります。医療機関について偏りがあり、診断後の対応の遅れが危惧されます。①、②の対応や検討に期待します。</p>	<p>待機期間の状況を踏まえ、かかりつけ医等対応力向上研修の充実や、待機期間が生じている医療機関の課題等に応じたサポート等を検討していきます。</p>
26	3	3	<p>発達障がい児の診断期間が改善されているのは、対応されている医療機関の尽力によるものであり、あらためて感謝するとともに今後の取組に期待しています。</p>	<p>以前と比べ全体的な待機期間は短縮されてきていますが、未だ3～4か月の待機期間もみられることから、医療機関における体制に加え、地域における発達障がい児・者支援体制についても充実を図られるように努めていきます。</p>
27	3	3	<p>発達障がい児の医療機関受診については、待機時間を短縮すべく取り組んでいるところでありますが、家族から依頼を受けてから、関係機関との連絡調整や資料の入手に時間がかかっているのが現状です。診断がなくても必要な療育などの支援・助言を早期にご家族に提供できる体制の整備が必要と思っております。地域によっては相談機関等の資源が不足し、ご家族への負担も大きいと考えられますので、地域ごとの支援体制の構築が必要となると考えます。</p>	<p>相談機関等の社会資源や、発達障がい児を診察することができる医師を急速に増加させることは困難であることから、待機期間における各支援機関の取組等について意見交換を行ないながら、地域での発達障がい児・者支援体制の充実を図っていくことが重要であると考えております。</p>

28	3		アンケート調査結果の概要から、保護者の支援ニーズが多岐にわたり十分満足している状態にないことがわかりました。今後、保護者のニーズに寄り添いながらも各種団体や施設等の協力のもと、よりよい支援体制を整備していかなければならないと感じました。		アンケートの実施により、発達障がい児の受診・診断待機状況や、本人・保護者等の支援ニーズを把握することができたところであり、この結果をもとに、今後の支援体制整備につなげていくことができるよう努めていきます。
29	4		小中学校で不登校であった場合、アセスメントをしっかりとする必要があると感じます。 ① 発育・発達の面 ② 家庭環境 ③ 学校との関係		スクールソーシャルワーカーが対応する場合、以下の内容によりアセスメントを行っております。（県教育委員会活用指針から） ・情報の収集、分析 ・ニーズの整理、焦点化 ・支援課題の設定 ・緊急性の判断 ・リスク要因の把握
30	4		不登校であった生徒が高校へ入学する際に、具体的にどのような対応を取ってきたのかという引継ぎがあればスムーズに高校に移行できるのではないかと考えます。		不登校であった生徒が中学校から高等学校に入学が決まった際、中学校と高等学校で、情報共有を図り、不登校児童生徒については、特に留意しながら、引継ぎを行っております。また、高校入学度、定期的な情報共有やカウンセラー等を交えた支援会議を行うなど、個別の支援に努めております。
31	4		スクールソーシャルワーカーの家庭への案内についてではないですが、教職員向けにSSW通信を発行して役割の周知を図っているスクールソーシャルワーカーさんもいます。家庭への直接案内ではなくても、教職員へSSWの役割の周知を進めていくことで児童生徒や家庭への支援につなげるようにしていきたい。主催事業での研修会においてもSSWがかかわった好事例を取り上げ、積極的にその活用を各校に周知していきたい。		県教育委員会としても、スクールソーシャルワーカーの周知と活用については、これまで以上に必要であると認識しており、今年度は、スクールソーシャルワーカーの好事例のプリントを作成し、各学校に送付する等、進めているところです。 引き続き、関係機関の協力もいただきながら、その周知と活用に努めていきます。
32	4		9月書面開催の意見質問等に丁寧に検討結果を回答いただきありがたかった。内容もよく、充実した取り組みになっていると感じます。		ありがとうございます。今後も内容の充実に向け取り組んでまいります。
33	その他		コロナウイルス感染症の蔓延により休校や学級閉鎖などが相次いでおり、障がいのある子どもたちやその家族への影響とそのことへの対応・支援についてどのようなになっているのか知りたいと思います。		休業中は、家庭学習等による学びの保障、児童生徒等及び保護者への連絡体制の確立等に留意するとともに、子どもの居場所の確保について、保護者や放課後等デイサービス事業所と連絡・調整を行っています。

34	その他		行動障がい、強度行動障がいに関わって、実際学校現場では対応に苦慮しているところがあり、教育においても組織的に取り組んでいくこと（人材育成・研修、関係機関との相互理解に基づく連携等）が必要ではないかと考えています。		教育上特別な支援を必要とする児童生徒の学習や生活の充実を図るため、特別支援学校や関係機関等との連携、すべての校種における特別支援教育体制への支援、相談体制の整備等、地域資源を活用した指導。支援の充実に努めていきます。また、各種研修会を通して専門性の向上に努めていきます。
35	その他		医学部・看護学部での発達障がいに関する講義の必修化について取り組んでいただけることを希望いたします。		医師や看護師の養成課程においては、厚生労働省が定めていることから、頂いたご意見については、国の要望活動の参考とさせていただきます。